日教組香川

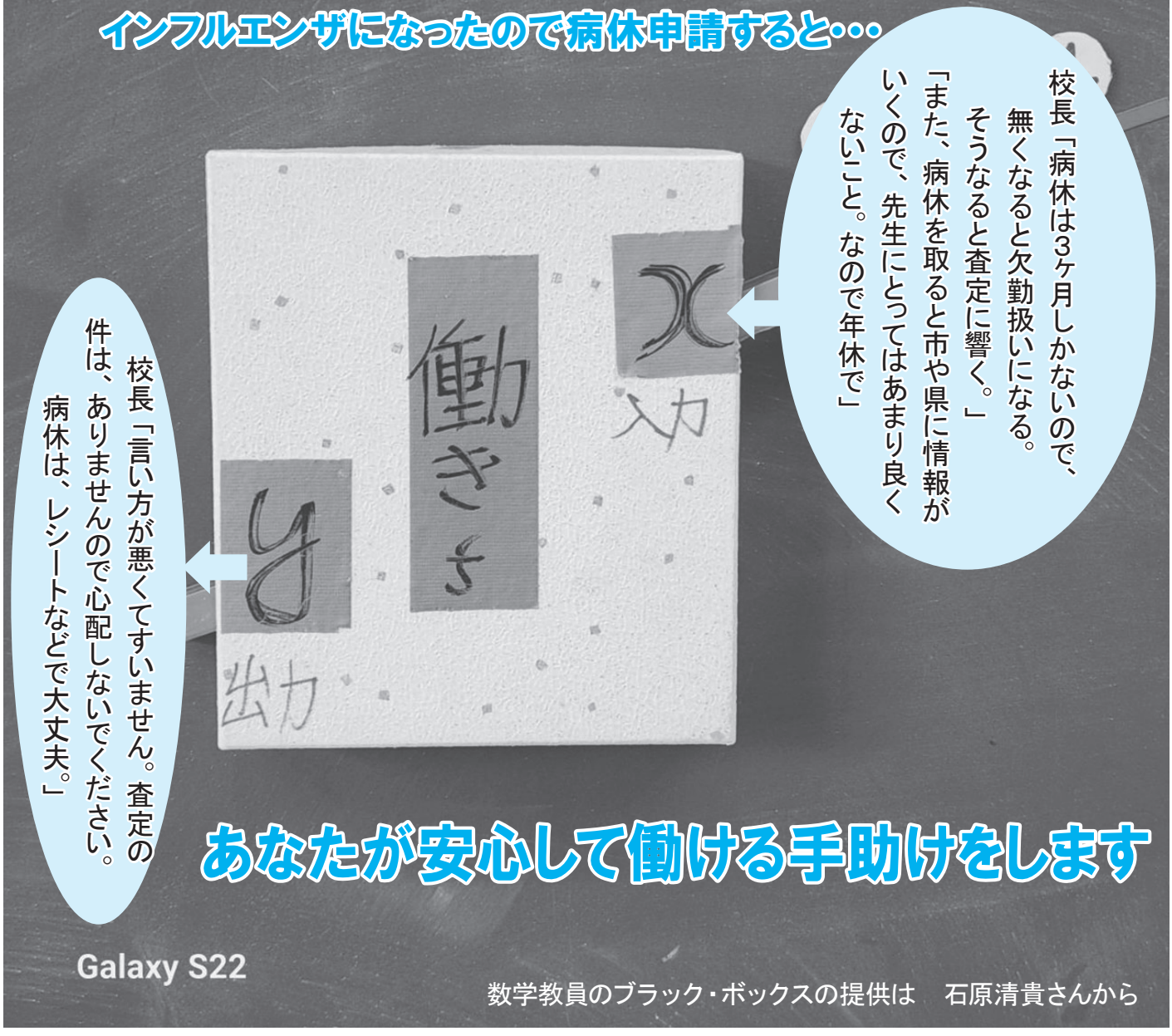
2026.11.12

JTU KAGAWA

発行所　日教組香川教職員組合
〒760-0004 高松市西宝町２丁目6-40
香川県教育会館404号
TEL 087-802-1640
FAX 087-802-1642
URL http://www.jtu-k.com/
E-mail jtukagawa@circus.ocn.ne.jp
発行人　嶋村太伸
隔月１日発行

組合はブラック・ボックスの働き(f)

インフルエンザになったので病休申請すると・・・



校長「病休は3ヶ月しかないので、無くなると欠勤扱いになる。そうなると査定に響く。」
「また、病休を取ると市や県に情報がいくので、先生にとってはあまり良くないこと。なので年休で」

校長「言い方が悪くてすいません。査定の件は、ありませんので心配しないでください。病休は、レシートなどで大丈夫。」

あなたが安心して働ける手助けをします

数学教員のブラック・ボックスの提供は　石原清貴さんから

香教組でもない、香教連でもない、高教組でもない

全国で一番なかまの多い日教組香川へ

日教組香川 HP

日教組 公式LINE

県人事委員会勧告出る
今年も給料表とボーナス0.05月分引き上げ
セーフティーネットとしての無給休暇も勧告

１０月１５日(金)、県人事委員会（委員長　柳瀬治夫）は、今年度の『職員の給与等に関する報告と勧告』を行い、日教組香川を含む五者共闘に説明会を行いました。日教組香川からは嶋村執行委員長が出席しました。

今回の給与勧告のポイントは以下の３項目です。

①　民間給与との較差11,553円（3.04%）を埋めるため、人事院勧告に準じた給料表の引上げ
②　ボーナスの支給月数の引上げ（0.05月分：4.65月　→　4.70月）
③　長期の不妊治療を可能にするための休暇など職員個人の事情に配慮した無給休暇の新設等

また、報告では、『教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けた取組み』では、以下のように報告がありました。「教育職員が、ゆとりを持って教育活動の充実や指導力の向上に努めることができる勤務環境の整備は、全ての子供たちへのよりよい教育の実現に向けて極めて重要な事項である」「本委員会としても、教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向け、同計画に基づいて教育職員の業務量が適切に管理され、健康と福祉の確保が図られるよう、その取組状況を把握しつつ必要な助言・指導を行っていく」

さらに、この間、日教組香川は県人事委員会に対して、勧告と報告に当たっては県下全教育職員の時間外在校等時間を調査し、参考資料に明記するよう要求してきました。その結果、「県立学校の事務職員と事務局職員」のみの報告から、今回は「県立学校教員の１人当たりの月平均時間外在校等時間」が以下のように明記されました。

令和５年度	37.9時間
令和６年度	37.0時間
令和７年度	36.3時間

しかし、県下全教職職員の時間外在校等時間ではありせんので、来年度に向けて、県下全教職職員のデータを明記することを求めていきます。

これらの報告と勧告を受け、日教組香川は、１１月１８日の県教委交渉に臨み、勤務条件の改善に取り組みます。

令和8年 職員の給与等に関する報告と勧告の概要

○ 本年の勧告のポイント
①　民間給与との較差11,553円(3.04%)を埋めるため、人事院勧告に準じた給料表の引上げ
②　ボーナスの支給月数の引上げ（0.05月分：4.65月　→　4.70月）
③　長期の不妊治療を可能にするための休暇など職員個人の事情に配慮した無給休暇の新設等

Ⅰ　民間給与との較差に基づく給与改定等

1　本年の職員の給与と民間給与との比較

(1)　月例給(平均給与月額)の比較

民間給与(事務・技術)	県職員給与(行政職)	較　差
392,156円	380,603円	11,553円(3.04%)

(注)１　平均給与月額とは、所定外給与である超過勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等以外の全ての給与の平均月額をいう。
２　民間給与は、令和８年職種別民間給与実態調査に基づき役職段階、学歴及び年齢を県職員と対応させて算出したものである。
３　民間給与との比較に用いた県職員の平均年齢は41.9歳で、平均経験年数は19.2年である。

(2)　ボーナスの比較

民間の年間支給割合	県職員の年間支給月数	差
4.70月	4.65月	0.05月

(注)　民間の年間支給割合は、昨年８月から本年７月までの直近１年間の支給実績である。

2　給与改定等の内容

(1)　給料表
・行政職給料表については、人事院勧告における俸給表に準じて引上げ改定を行う。
・行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を基本に引上げ改定を行う。

◆給与改定額及び改定率（行政職）

現行給与月額	改定後の給与月額	改定額(率)	改定額の内訳
380,603円	392,144円	11,541円 (3.03%)	給料月額　11,165円 はね返り分(注)　376円

(注)給料等の改定に伴い手当額が増減する分

＜参考＞　行政職（大卒）の初任給　R8.4.1：237,600円　→　勧告後：247,100円（＋9,500円）
（令和４年からの５年間で58,400円の引上げ勧告）

(2)　初任給調整手当
①　医師及び歯科医師については、人事院勧告に準じて支給限度額の引上げ改定を行うこと。
②　獣医師については、支給限度額の引上げ改定（月額60,000円→月額70,000円）を行うこと。

(3)　特殊勤務手当
災害応急作業等に係る特殊勤務手当の額について、国及び他の都道府県との均衡を図る観点から、国に準じた見直しを検討する必要がある。

(4)　宿日直手当
人事院勧告に準じ、勤務１回に係る支給限度額の引上げ改定を行うこと。

(5) ボーナス
・年間支給月数を引上げ 4.65月分→4.70月分（期末手当及び勤勉手当を0.025月分ずつ引上げ）
・来年度以降は６月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当が均等になるよう支給月数を定める。

	６月期	12月期
令和８年度 期末手当 勤勉手当	 1.2625月（支給済み） 1.0625月（支給済み）	 1.2875月（現行1.2625月） 1.0875月（現行1.0625月）
９年度以降 期末手当 勤勉手当	 1.275月 1.075月	 1.275月 1.075月

●(1)給料表及び(5)ボーナスの改定後の平均年間給与（行政職）
〔勧告前〕6,384 千円 〔勧告後〕6,602 千円
〔影響額(率)〕218 千円（3.41％）

(6) 転勤に伴う経済的な負担の軽減等
本年の人事院勧告において、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当の新設等について勧告がなされたところであり、本県においても、今後の国における法整備の状況や他の都道府県の動向、本県の公務の状況等を踏まえて、適切に対応する必要がある。

(7) 給料表の適用の見直し
本庁や事務局等に配置される免許職種等の職員について、従事する職務に応じた給料表の適用の在り方について速やかに具体的な検討を進め、適切に対応する必要がある。

Ⅱ　勤務時間及び休暇の改定

１　代休日の指定等の見直し
休日に勤務した場合に取得できる代休日の指定等について、勤務した時間と同一の時間での指定等を可能とする見直しを人事院勧告に準じて実施すること。

２　無給休暇の新設
・　全ての職員を対象に、公務の運営に支障がない場合において、事由を問わず、年７日まで取得できる無給休暇を人事院勧告に準じて新設すること。
・　女性職員が長期の不妊治療を受ける場合及び精神性疾患による休職者が職場復帰後に勤務の軽減を必要とする場合に取得できる無給休暇を新設すること。

＜勧告の実施時期＞
Ⅰの２の(1)、(2)の①及び(4)は令和８年４月１日、Ⅰの２の(5)は令和８年12月１日、Ⅰの２の(2)の②及びⅡは令和９年４月１日から実施すること。

Ⅲ　人事管理

１　人材の確保・育成
人材の確保・育成は、今後の県勢の発展を支える、最も重要な事項であるとの認識のもと、職員や職員のなり手の意識や価値観にこれまで以上に配意し強い危機意識を持って取り組む必要がある。

(1) 人材の確保
・　激しい人材獲得競争が続くことが見込まれる中、採用試験に関する様々な課題を丁寧に整理し、任命権者とともに採用試験の不断の見直しに取り組んでいく必要がある。
・　公務志望者に限らず幅広い人材から香川県が「選ばれる」職場となるため、採用試験に係る広報活動に加えて、県職員の魅力や県行政に携わることの意義、多様な働き方への取組みについて、戦略的に発信していくことが重要である。

(2) 人材の育成
・　職員の年齢層等に応じた主体的なキャリアプランの形成・実現を支援する必要がある。
・　職員の年齢構成が高齢層と若年層に二極化するとともに、働き方と働くことに対する価値観が大きく様変わりしている現状において、中間層の職員のマネジメント能力の向上や意欲を引き出し、管理職員・グループリーダーのなり手の育成に危機意識を持って取り組むこと強く求められる。
・　性別を問わず管理職員の候補となる人材の層を厚くしていくとともに、働きやすい職場環境を整備し、全ての職員がより一層活躍できる職場づくりにも引き続き取り組む必要がある。

(3) 人事評価
・　評価する側のスキルの向上や目線の安定化に取り組むとともに、個々の職員が目標を設定し、その達成度を評価する仕組みや、人材育成の取組みを適切に評価する手法、効果的なフードバックの方法などを検討して、職員の成長につなげていく必要がある。

２　勤務環境の整備
職員個人の事情に配慮した柔軟な働き方を推進するとともに、超過勤務時間の縮減や休暇取得等により、総実勤務時間を短縮していくことが重要である。ハラスメントの防止や働きやすい勤務環境の整備、健康管理対策の推進等、全ての職員が安心して働ける環境づくりに取り組んでいく必要がある。

(1) 働きやすい環境づくり
・　育児休業について、代替職員の確保に努め、性別を問わず、希望する職員が取得できる環境を整える必要がある。
・　カスタマー・ハラスメントについては、引き続き組織的に対応できる体制の充実に努めていく必要がある。

(2) 総実勤務時間の短縮
・　超過勤務の要因分析等、業務改善や事務・事業の見直し、必要な人員の確保や適正な人員配置などに取り組むとともに、特に月100時間や平均月80時間を超える超過勤務の最小化に引き続き取り組むことが重要である。

(3) 教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向けた取組み
・　県教育委員会が策定した実施計画に基づく取組状況や学校現場の実情等も踏まえ、教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」の両立に向け、今後、より一層の取組みが必要である。

(4) 高齢層職員が活躍できる職場づくり
・　高齢層職員がモチベーションを維持しつつ、豊富な経験や知識・技術を生かして引き続き活躍できる職場づくりに取り組むことが重要である。

(5) 健康管理対策の推進
・　ストレスチェックの適切な実施と活用、長時間労働者への医師の面接指導等の確実な実施、各種ハラスメントの対策推進など、職員の心身両面にわたる健康管理が重要である。

３　公務員倫理の徹底
職員一人ひとりが、職務の内外を問わず、県民全体の奉仕者として県民の期待と信頼に応えられるよう、強い使命感と高い倫理観を持って行動する必要がある。

日教組香川教育研究集会2026

勤務時間をチェックすることから働き方改革を

９月２３日(水：休)、香川県教育会館で、日教組香川県教育研究集会2026を開催しました。

全体会では、弁護士の北村智弘さんから、「あなたの学校の勤務時間をチェックしてみよう」と題した講演を受け、参加者がグループになり、それぞれの学校現場での勤務時間についてチェックをしました。

また、リポート発表では、

・「自作カスタムGem（アドバイザーGem）とGoogleスプレッドシートを活用した所見作成の効率化と質的向上の実践研究－小学校における個人情報に配慮した生成ＡＩの校務利用と組織的展開－」中村成吾（高・檀紙小）
・「就職・職場のジェンダー」本間祐孝（高・香東中）
・「小学校２年生の引き算（筆算・繰り下がりあり、繰り下がりなし）沢地淳（東・大内小）
・「知を紡ぐ～糸から織物へ～」岡本武史（高・浅野小）

の４本がありました。


講演する北村弁護士

全体会

「あなたの学校の勤務時間をチェックしてみよう」
北村智弘（弁護士法人東京フレックス法律事務所弁護士）

【勤務時間制度や実施計画の概要を知ること】

まず、学校の働き方改革に関する主な経過や勤務時間、週休日、休日、休暇を確認しました。そして、「在校等時間」と「時間外在校等時間」のイメージをつくった後、２０２５年給特法等改正の概要を確認し、業務量管理・健康確保措置実施計画（実施計画）の実施状況を可視化することが、学校のおける働き方改革に繋がることが分かりました。

【勤務時間をチェックする必要性を確認すること】

日教組の勤務時間Ｗｅｂ調査や文科省の教員勤務実態調査から、何時間の残業があるか、どの業務にどのくらいの時間を割いているかわかることで効果的な対応を考える必要性をはなされました。まずは現実を知ることです。

【参加者が自分の勤務時間をチェックしてみること】

自分自身の通常の１週間の勤務時間がどれくらいか確認し、「参考チェックシート」から、グループに分かれてディスカッションをしました。

そして、まとめとして、実施計画は組合の交渉事項であり、現場の声を伝えることで、適正な実施計画内容にしていこう、と提起がありました。

リポート発表

■「自作カスタムGem（アドバイザーGem）とGoogleスプレッドシートを活用した所見作成の効率化と質的向上の実践研究－小学校における個人情報に配慮した生成ＡＩの校務利用と組織的展開－」
中村成吾（高・檀紙小）


（リポーターから）

「学びの便り（通知表・学級通信等）」の所見作成は、教員にとって最も負担が大きい業務の一つで、児童・生徒一人ひとりの日常の成長や良さを思い返し、適切かつ肯定的で誤解のない文章へと推敲するため、膨大な時間と精神的エネルギーが費やされています。

一方、文部科学省の「初等中等教育段階における生成ＡＩの利用に関するガイドライン」の策定に伴い、安全な環境下での生成ＡＩによる校務支援・業務効率化が強く期待されています。

そこで、Googleが提供する生成ＡＩ（Gemini／カスタムGem）とGoogleスプレッドシート・Googleフォームを連携させ、＊＊「個人情報の保護」「教員の評価トーンの継承」「大幅な時間短縮」「評価表現の品質維持」＊＊を同時に達成する所見作成システムを構築・実践しました。さらに、本実践の事例を校内に共有してチームづくりを行い、教員が主体的にＡＩを活用できる組織的なアプローチについての考察をまとめました。

■「就職・職場のジェンダー」
本間祐孝（高・香東中）



（リポーターから）

昨年度、県教研、四国ブロックカリキュラム編成講座、日教組人権教育実践交流集会で発表した「就職・職場のジェンダー」のその後として、中学校での人権教育(包括的性教育)として、単元「自分らしく生きるために～性と生の多様性を尊重し合う～」を

第１時：性の多様性を知る（ＳＯＧＩＥとジェンダー）
第２時：健康な人間関係と境界線（バウンダリー）
第３時：性の健康と安全（ＳＮＳとリスクへの対応）
第４時：自分の人生をデザインする（権利とリソース）

の４時で構成してみました。

また、全時間共通の指導上の留意点として、グラウンディング・ルール（安心・安全な場づくりのための約束）を基盤に、教師の配慮として

・専門用語の適切な使用
・個人的な価値観の押しつけをさける
・トラウマへの配慮

として実践しました。

■「小学校２年生の引き算（筆算・繰り下がりあり、繰り下がりなし）

沢地　淳（東・大内小）

（リポーターから）

○10の分解、合成、補数を楽しく学ぶ「てん☆てん」（『たのしい授業』４９８号・学級の定番ゲーム＆リクリエーション２０１４号５月号[No.421]）で遊びました。最初は、１・９、２・８などの組合せが多かったですが、回数を重ねるにつれ、１・２・７、２・２・５・１など３枚以上の組合せを見つけ出し、スピードが速くなってきました。

○国語の「スイミー」と関連付けて

10の位から１の位に繰り下がる際に、国語のスイミーを使いました。下の数字をマグロ、上の数字をスイミーたちとして、食べられていくストーリーにしました。

○引き算のアルゴリズムの徹底

１　まずマグロが上のスイミーを狙う。一口で食べられるようなら食べる。
２　食べられない時は、10の位の大きな魚を１の位の海におびき寄せる。
３　恥ずかしいので、10匹の小魚に変身する。
４　一口でしか食べられないので、その10匹の魚から食べる。生き残った魚たちは、岩陰（直線より下）に逃げる。
５　10の位でも同様にして、計算する。

スイミーの話をしっかり頭に入れてから、数字のみに移りました。



■「知を紡ぐ～糸から織物へ～」

岡本武史（高・浅野小）

（リポーターから）

この夏、世界遺産でもある富岡製糸場を見学したことから、「蚕」が家畜であるということに今更ながら驚き、調べていくうちに、小学校の知識から今まで学んできたものが次々と見事に繋がっていく感動を伝えました。

「蚕」は、絹（シルク）の生産を目的として野生のクワコから家畜化された昆虫です。数千年に及ぶ品種改良の結果、野生回帰能力を完全に失っており、人間の管理なしには自然界で生存することができないこと。成虫になっても羽で飛ぶことができず、脚の把握力も弱いため木から落ちると自力で戻れず、幼虫・成虫ともに人間の給餌や保護が必須であること。１匹の幼虫が１つの繭を作るために吐き出す糸の長さは、1,500ｍにも達すること、そして、明治から昭和初期にかけて、日本の主要な輸出品であった生糸の生産が国家の近代化に大きく貢献したことなどなど。

「蚕」から様々な学びができる、繋がっていくことは、まるで「蚕の吐き出す１本の糸から美しい織物が織られる」ように様々な知が繋がっていくようでした。



組合員にはリポートを配布しています。組合員でない方でリポートを見たい方は日教組香川までお問い合わせ下さい。

日教組香川
新春のつどい

2027年1月9日(土)
11:00～12:30
県教育会館

※全組合員の参加をお願いします。

日教組青年部第17回TOMO-KEN(青年教育実践交流集会)

10.10-11@日本教育会館

ＴＯＭＯ－ＫＥＮは、「友」に学ぶ　「共」に学ぶ青年教育実践交流集会です。今年度も全国から、学校現場だけでなく、医療現場や宿泊施設等で働くなかまも参加しました。分科会では、「学校・学級づくり」「子どもに寄り添った授業づくり」「平和・人権・環境・共生」「協力・協働の職場づくり」の４つのテーマ別で、１３のグループに分かれ、課題解決にむけて議論を深めました。

異校種の先生方とお話する機会もありました。私は１年生の生活科で、家族、教員、地域の方、お年寄りと子どもたちが関わることができるように人との関わりを大切にした単元を考えていましたが、その「人」の中に障がいのある人は含まれていませんでした。そのことに気付いたときに、知らず知らずのうちにできていた自分と障がい者との隔たりを感じました。大人も子どもたちもそういった隔たりを感じてしまう社会だからこそ、本当の意味での多様な人との関わりをもてるように、カリキュラムを考え直したいと思いました。



昨年の司会に続き、本年度は実行委員としてＴＯＭＯ－ＫＥＮの運営に携わりました。集会では、全国の青年部メンバーと深く交流することができました。学校現場の教員だけでなく、公立連合（医療関係者）の方々も参加されたことで、より多様な話を聞くことができ、大きな刺激となりました。日々の仕事で悩むこともありますが、集会を通して「一人じゃない。全国に同じ思いを持つ仲間がいる」と心から実感し、新たな“つながり”を得ることができました。この学びと絆を糧に、明日からの現場の実践に活かしていきます。



「子どもに寄り添う授業づくり」をテーマに、全国の先生方の悩みや実践を共有する中で、多くの学びを得ることができた。特に、自分の学校でも試してみたいと思える実践に出会えたことは、大きな収穫だった。また、他県や異なる校種の先生方の話を聞くことで、自分にはなかった視点や考え方に触れることができた。今回の出会いや学びを明日からの実践につなげ、子どもたち一人一人に寄り添う授業づくりを追求していきたい。



「トモケン」に参加し、全国の教員の方々の多様な考えに触れ、視野が大きく広がりました。同志と呼べる仲間ができたことは今後の大きな財産です。また、日頃の自身の教態を改めて深く見つめ直す貴重な機会となりました。夜の懇親会では、仲が深まり本当に楽しかったです。今回の学びと出会いはこれからの教育活動の原動力になります。ぜひ次回も参加したいです。



組合員が学んだ秋 part 2

第37回日教組栄養教職員研究集会

10.12-13@日本教育会館

日教組栄養教職員研究集会が、食教育の実践や学校給食の改善、職務内容の確立など課題解決にむけ運動の前進をはかる目的で開催されました。講演では、弘前大学の石塚哉史さんから、演題「食と農に学校給食は何ができるのか？」がありました。また、分科会では、「食教育の充実、学校給食の改善」「職務内容の確立、労働条件の改善」で論議を深めました。

今回の研修で、講演や他県の実践を聞いたり、日々の業務で感じたことや思いを他県の先生方と共有したりすることができ、深い学びに繋げることができました。子どもたちの魅力ある学校給食を提供できるように、回りを巻き込みながらチーム学校で食育に尽力していきたいです。



第36回日教組人権教育実践交流集会

10.3-4@横浜

今年度の日教組人権教育実践交流集会は、「一人ひとりの子どもを大切にするためにーはじめての学校ＤＥ＆Ｉー」をテーマにした記念講演と４つの課題「憲法・子どもの権利条約と人権教育」「部落問題学習」「ジェンダーと人権教育」「インクルーシブ教育」、そして、川崎と鎌倉に分かれてのフィールドワークで、人権課題について参加者と共有し学びを深めました。

川崎市在日コリアン３世の崔江以子さんの講演では、ご本人や川崎市桜本が受けたヘイトスピーチ、ヘイトデモの被害の実態、行政に対して対策を求め続けたという話に胸を打たれるとともに、差別問題、多文化共生に対する地域の取り組みへの理解を深めることができた。川崎市桜本でのフィールドワークでは、地域の中で根を張って生きてきた川崎の在日コリアン歴史を知り、また当日、川崎朝鮮初級学校でおこなわれたＫＡＷＡＳＡＫＩ大交流祭に参加し、多文化共生が確実に息づいていることを実感した。日本社会が抱える人権課題が、自分のたちの生きる社会構造のもとで存在していることを念頭に、解決に向けて取り組んでいかなければならないことを再認識した。



授業で使える小技や小ネタ⑦⓪（量と操作を大切にする算数授業）

石原清貴（元小学校教員）

・覚え主義算数からの決別を！

私の小学生時代の思いでの中で今でも鮮明に覚えている算数授業の一コマがあります。それは１年生の１学期の計算テストを返してもらったときのことです。そのテストは簡単な10までの足し算問題テストでした。２０問ぐらいあったでしょうか？そのテストの中で「４＋３」がいくつになるのか思い出せなかった私はテスト用紙の余白に「○４つと○３つ」を書いて答えを導き出したのです。

ところが、返されたテストを見た時、○を書いて答えを確かめた部分に赤ペンで×が入り「４＋３＝７」には採点から省かれていました。記憶が定かではないのですが、確かその時先生が「このテストは覚えているかどうかのテストだから・・・」というような事を言っていたように覚えています。（何しろ65年も前の事なので記憶はおぼろです）

とはいえ、日本の算数は昔から加減乗除の素過程（基楚的な計算）に関しては覚える事に重点が置かれていたのは確かで、今でも教科書には計算カードなるものが載せられていて基楚的な計算の答えは＜覚えるのが当然＞だと言わんばかりです。

しかし、みんながみんな覚えるのが得意なわけでなく、中には覚えるのが苦手な子だっています。そういった覚えるのが苦手な子は＜覚えるのが当然＞という算数教育を受け続けると、間違いなく算数嫌いになります。覚えるのが苦手という子の中には「覚えるのは苦手だけれども考えたり工夫したりするのは大好き」という子はいるものです。そういった子どもの可能性を摘み取るような」覚え主義算数とは一刻も早く決別すべきだと私は思います。

・どうやって決別するのか？

10までの加減計算

簡単な話です、物を使って計算操作をすればいいのです。始めに、足し算・引き算の操作活動についてお話しします。（ここでは２色タイルソロバンを使います）

・「２色タイルソロバン」は私が考案した道具で、長方形の箱の中に色違いのタイルが５個ずつ10個入ったものです。５・２進法を色違いで表しています。



３＋４の操作

・まず３個を左に動かします。



・次に４個を左に動かします。



・合わせて５と２の７となる。



次は引き算です。

７－４の操作

・まず、７を左に寄せて作ります。



・４を右側に引きます。



・残りは３となります。



この２色タイルソロバンを使った加減素過程の指導では覚える事を強要することはありません素過程計算の答えをタイル操作で求めるだけです。何度もこういった操作を繰り返すことで加減の素過程（10までの加減）はほとんどの子が覚えてしまいます。



石原清貴氏

かけ算九九

かけ算九九も「覚え主義算数指導」の典型です。きっとお風呂で子どもに九九を唱えさせた親御さんも多いのではないでしょうか？唱えて覚える九九ほど時間を浪費している指導は他に見当たりません。

かけ算の構造は「１あたり量×いくつ分量＝全体量」という＜量のかけ算＞と、伸び縮みの結果を表わす。「量×倍＝量」という＜倍のかけ算＞があります。現在の教科書の多くはかけ算指導の中核を＜量のかけ算＞で指導するようになっています。私はこの判断は賢明な判断だと思っています。（しかし、最近はまたぞろ倍のかけ算が２年から行なわれるようになってきました）私は２年生ではかけ算は「１あたり量×いくつ分量＝全体量」に絞って指導すべきだと思います。倍のかけ算は早くても４年生ぐらいが適切だろうと思います。

という事でかけ算九九の指導法は「１あたり量×いくつ分量＝全体量」を土台にしてタイルを使って九九を構成する操作を子どもたちにやってもらうことが中心となります。

用意するものは次のようなものです。

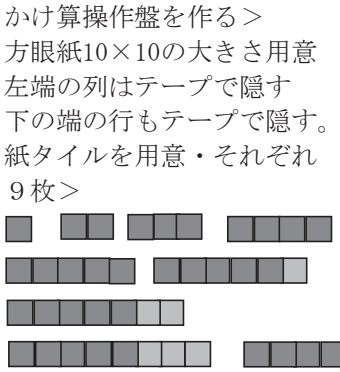
＜かけ算操作盤を作る＞

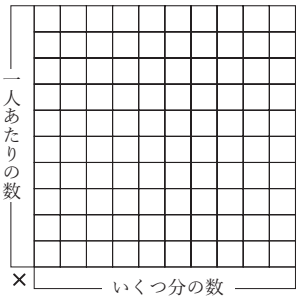
・方眼紙10×10の大きさ用意

・左端の列はテープで隠す

・下の端の行もテープで隠す。

＜紙タイルを用意・それぞれ９枚＞





問題

「チョコを１人に６こずつ５人の子にあげます。チョコは全部で何こひつようでしょう？」

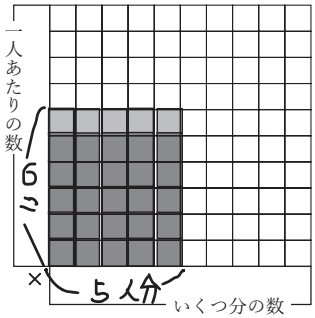
式　６×５＝？

使い方

６のカード５枚をかけ算操作盤に並べ、全部の数を確認する

６×５＝30

（実際に子どもが実物タイルを並べてもいいと思います。どちらにせよ具体的な操作を通して九九を覚える方法は大切です。）



気持ちよく　安心して　働けていますか？

JTU-カフェ＆電話相談会

2学期を無事に終わらせるために

Open→ 12月3日(木)**18:30～20:00**

＠ 日教組香川事務所(高松市西宝町2丁目 **6-40**　香川県教育会館 **404** 号)

2 ヶ月に **1** 回【**JTU-**カフェ】を **Open** しています！
飲み物とお菓子を用意してお待ちしております。ぜひお気軽にお越しくださいね。
組合員でない方も大歓迎です！ただし、お茶代 **500** 円いただきます。
引き続き電話･**FAX** でのご相談も引き続き承ります。
TEL：0120-27-5925　FAX：087-802-1642



パワハラ、セクハラ、マタハラ等、職場の人間関係で気になること
など、お気軽にご相談ください。相談には、日教組香川役員、臨床
心理士が対応させていただきます。



歴史の事実に向き合えるために

【平和学習ミニ講座・６回シリーズ】

第7回　2026年11月16日（月）　19:00～20:30
第8回　2026年12月21日（月）　19:00～20:30

＠香川県教育会館404号　日教組香川事務所

テキストとして「未来をきりひらく平和学習」（発行　フォーラム平和･人権･環境）を使います。組合員は参加費無料。組合員で無い方は軽食代をいただきます。参加ご希望の方は、日教組香川ＨＰからお申込みください。

2026年度も「にじまちカフェ～縁(えん)」をしています

日教組応援企画

11月			
1	日	9:30～	観音寺市社会福祉センター
7	土	14:00～	高松市国分寺文化センター
16	月	18:00～	丸亀市金山文化センター
17	火	14:00～	東かがわ市大内交流館
28	土	10:00～	小豆島町草壁会館
12月			
6	日	9:30～	観音寺市社会福祉センター
14	月	14:00～	坂出市西庄文化センター
17	木	16:00～	三木町平木文化センター
19	土	10:00～	小豆島町草壁会館

香川県内で活動されているＬＧＢＴＱ＋サポートグループの、プラウド香川さん、えにしさん（小豆島）、そして三豊にじいろ研究会（三豊市）、香川県隣保館連絡協議会の４団体が共催でＬＧＢＴＱ＋カフェ「にじまちカフェ～縁（えん）」をしています。教職員の参加も各会場で少しずつ増えています。

今回の趣旨は、「私たちのすぐ隣で多様性が認められる社会の実現を待っているたくさんのなかまがいます。そして私たち隣保館は多様性が認められるまちづくりを心から願っています。このカフェをスタートさせるまでにもたくさんの当事者の皆さんと協議し思いを聞かせていただきました。この繋がったご縁を今度は、カフェを利用してくださる方々につないでいけたらと思っております。当事者の方々、ご家族が安心して相談できる居場所として、また、一人でも多くの理解者アライを増やすための学びの場として、わいわいがやがやしながらみなさんと出会えたらと思っております」とのことです。

日教組香川は、この企画を応援します。ともに、多様性が認められる社会を実現させたいと思います。

なお、開催日時・時間等の確認は、香川県隣協ＴＥＬ０８７７－２８－６５０１までよろしくお願いします。